

保護の種類（一時扶助）について

生活保護は、その内容によって、生活・住宅・教育・医療・介護・
出産・生業・葬祭の8種類の扶助と臨時的な需要に応じるための
各種の一時扶助などがあり、必要に応じて支給されます。

一時扶助には、次のようなものがあります。



被服費

布団、被服、新生児被服、寝巻、おむつなどの
費用

家具什器費

保護開始時や長期入院から退院し、新たに居宅
生活をする場合などにおいて必要な家具、
什器、冷暖房器具などを購入するための費用

移送費

福祉事務所が認めた転居に伴う家財道具の
運搬費や、求職活動に伴う交通費などの費用

住宅維持費

家屋の屋根、壁などの補修費用や豪雪地帯にお
ける雪囲い、雪下ろしなどの費用

転居の際の敷金等

一定の条件を満たす場合の転居にかかる敷金
などの費用

家財保管料・家財処分料

入院又は入所により家財を自家以外に保管す
る場合又は家財の処分が必要な場合の費用

入学準備金

小・中学校の入学準備の費用
(高校生には高等学校等就学費として支給)

通学用自転車

通学のために自転車を使用しなければならない
場合の自転車・ヘルメットなどの購入費用

就労活動促進費

早期就労により保護脱却が可能と判断される
方の就労活動を促進するための費用

妊婦定期検診料

妊娠し、医療機関において定期検診を受ける
費用

- 支給には申請が必要です。
- 申請時に、申請書・見積書・領収書などの提出を求められる場合があります。
- 支給には一定の条件や上限額があります。
- 一時扶助には上記項目以外のものもありますので、くわしくは福祉事務所に相談してください。

高校生のアルバイト収入について

生活保護を受けている間は、働いて得た収入がある場合に、就労に伴う必要経費などの控除額（必要経費の他に、基礎控除、20歳未満控除などがあります。）を差し引いた金額は収入認定され、最低生活の維持に充てられます。

なお、高校生などのアルバイト収入については、次の目的のために収入認定しない取扱いを受けることができます。



- ① 生活保護で支給されない高校在学中の経費（私立高校の授業料の不足分、修学旅行費、学習塾費など）や保護費では賄いきれない経費（クラブ活動費など）であって、本人の就学のための必要最小限度の額
- ② 自動車運転免許など、高校卒業後の就労に役立つ資格などを取得するための経費
- ③ 高校卒業後、大学や専修学校などに就学するために必要な経費（事前に必要な入学料などに限る）
- ④ 就労や就学に伴い、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用

高校生などのアルバイト収入を収入認定しない取扱いを受ける場合は、事前に担当のケースワーカーに相談の上、毎月収入申告を行ってください。

また、収入を他の用途に使ってしまわないように個別に管理し、定期的に担当ケースワーカーに報告してください。

もし、他の用途に消費してしまった場合は、これまで収入認定しない取扱いとした金額に相当する額を返還していただく場合があります。

収入申告の義務について

生活保護を受けている間は、生活保護法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所に申告する義務があります。

世帯主だけではなく、働ける年齢の方が世帯にいる場合、その方の収入についても福祉事務所に申告する義務があります。高校生などのアルバイト収入についても同様に申告の義務があり、上記①から④の目的のためにアルバイト収入を収入認定しない取扱いを受けるためには、毎月、適正な申告が必要です。

事実と違う申請や不正な手段により生活保護を受けたときは、受けた保護費を徴収することとなりますので、世帯全体の収入に変動が生じた場合はすみやかに申告してください。